

規制の事前評価書

法令案の名称：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：一般廃棄物及び産業廃棄物の処理基準にリチウム蓄電池等廃棄物に係る基準を新設

規制の区分：☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制担当参事官室

評価実施時期：令和8年10月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・ 廃棄物処理施設等で頻発しているリチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を部品として使用する製品が廃棄物となったもの（以下「リチウム蓄電池等廃棄物」という。）に起因する火災の未然防止を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）を改正し、これらの収集、運搬、処分等の基準を強化することとする。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ リチウム蓄電池は、小型で軽量、エネルギー効率が高く、経済性に優れていることから、パソコンやスマートフォンのほか、モバイルバッテリー、加熱式たばこ、携帯用扇風機等の日常生活で身に着け、持ち歩く様々な製品に使用されている。
- ・ 一方、それらの製品が廃棄される際には、適切な分別がされず、他の廃棄物に混入することにより、廃棄物収集運搬車両や廃棄物処理施設等において火災事故が頻発している。
- ・ しかし、現行の法制度においては、廃棄物処理基準において火災の発生又は延焼を防止するために必要なリチウム蓄電池等の適正な収集、運搬、処分等に係る基準等が定められていないことから、これらの基準を定め、適正な収集、運搬、処分等を確保する必要がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・ 一般廃棄物処理基準及び産業廃棄物処理基準を改正し、リチウム蓄電池等廃棄物について、①他の物と区分して収集し、又は運搬すること、②みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと、③積替え又は保管に当たり、その他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること、④保管を行う場合には、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けること等を義務付ける基準を新設する。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他非規制手段の検討状況>

☐検討した ☒検討しなかった

（検討した内容・結果： ）

（検討しなかった理由）

- ☐ 具体の規制内容は、下位の法令等で検討されることになるため
- ☐ 規制を共管する他の府省で、別途、比較検証を行っているため
- ☒ 既存規制の拡充を検討しており、非規制手段を検討する余地がないため
- ☐ 既に非規制手段を導入しており、その他の非規制手段案もないため
- ☐ 既存規制の緩和・廃止に伴って付随的に発生する規制であり、全体的には遵守費用が軽減するため
- ☐ その他
- （「その他」の具体的理由： ）

<その他の規制手段の検討状況>

- ☐ 検討した ☒ 検討しなかった
- （検討した内容・結果： ）

（検討しなかった理由）

- ☐ 具体の規制内容は、下位の法令等で検討されることになるため
- ☐ 規制を共管する他の府省で、別途、比較検証を行っているため
- ☒ 既存規制の拡充を検討しており、既存規制と本規制案との間に他の規制手段案がないため
- ☐ 既存規制の緩和・廃止に伴って付随的に発生する規制であり、全体的には遵守費用が軽減するため
- ☐ その他
- （「その他」の具体的理由： ）

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

本改正により、リチウム蓄電池等廃棄物を処理する自治体及び廃棄物処理事業者に対し、リチウム蓄電池等廃棄物の適正処理が義務付けられ、リチウム蓄電池等廃棄物に起因する廃棄物処理施設等での火災事故件数の低減が期待できる。なお、環境省が自治体向けに実施した一般廃棄物処理実態調査では、令和7年度におけるリチウム蓄電池等廃棄物に起因する火災事故は少なくとも9,456件確認されているほか、国立研究開発法人国立環境研究所の寺園ら※の調査によると、令和3年度における火災事故等による被害総額は約96億円から約108億円と推計されている。

※：寺園淳（国立研究開発法人国立環境研究所）「リチウムイオン電池等の循環・廃棄過程における火災事故実態の解明と適正管理対策提案」

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・リチウム蓄電池等廃棄物を処理する廃棄物処理業者は、新たな基準に適合するために仕切りの設置や耐火性容器の導入等の環境整備のための費用が発生する。具体的な費用については、廃棄物処理業者によって既存の施設設備や自主的に実施するリチウム蓄電池等廃棄物対策により新設する基準に適合可能な場合もあり、個別の廃棄物処理業者の現在の取組状況やリチウム蓄電池等廃棄物の受入量によっても異なるため、現段階での費用の総額の定量化は困難である。一方で、新設する基準に適合するために耐火性容器を導入する場合の1事業者当たりの導入費用は、1缶約5,000円のペール缶やドラム缶を事業規模に応じた数量分導入すると

仮定すると、約 5,000 円から約 500,000 円程度を要すると見込まれる。さらに、産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業（最終処分を除く。）の許可を受けている者は、令和 8 年 8 月 31 日時点で全国で約 120,500 事業者であり（一般廃棄物処理業の許可を受けている者の数については、各自治体が把握するものとなっているため、環境省では把握していない）、このうちリチウム蓄電池等廃棄物を処理する事業者は、上述の耐火性容器の導入等の遵守費用が発生することが想定される。

- ・リチウム蓄電池等廃棄物のうち一般廃棄物に該当するものについては、その区域内における一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村において、本基準の新設への対応に必要な環境整備に係る費用が発生する。このため、本基準新設に伴う遵守費用の定量化については、市町村への実態調査等を基に、今後事後評価までに把握する。

＜行政費用＞

- ・特になし。

＜その他の負担＞

- ・特になし。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

・中央環境審議会循環社会部会廃棄物処理制度小委員会において、廃棄物処理業者から構成される団体の委員より、リチウム蓄電池等廃棄物に起因する火災防止への早急な対応を求める旨の御意見を頂き、令和 8 年 4 月 7 日に中央環境審議会会長から環境大臣に対して意見具申された「今後の廃棄物処理制度のあり方について」においては、「廃棄物処理工程に意図せず混入し、処理施設において火災が発生することを防止するため、収集運搬や保管時に他のものと区分することや産業廃棄物の委託契約においてリチウム蓄電池等の含有の有無を明確にするための仕組み等を導入すべき」とされた。

・直営で廃棄物処理を行う市町村により構成される全国都市清掃会議より、リチウム蓄電池等廃棄物の分別の重要性について同意する一方、具体的な分別方法は、乾電池等の電池類と併せて収集する市町村、小型家電をまとめて収集している市町村等の相違があることから、多様な分別収集体制を認める基準にすべきとの意見があった。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・名称：中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会（第 6 回、第 7 回）
開催日：令和 7 年 6 月 24 日（火）（第 6 回）、同年 10 月 8 日（水）（第 7 回）
- ・名称：全国都市清掃会議 第 63 回中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会
開催日：令和 8 年 1 月 9 日（金）

＜関連する会合の議事録の公表＞

・中央環境審議会循環社会部会廃棄物処理制度小委員会については、環境省 HP において議事録を公開している。なお、同 HP において議事次第や資料についても公表しているほか、同委員会の様子はインターネットで配信した。リチウム蓄電池等廃棄物対策への御意見に係る議事録は以下のとおり。

[中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会（第 6 回） | 環境省](#)

[中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会（第 7 回） | 環境省](#)

- ・全国都市清掃会議の中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会については、議事録等は非公開としている。

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

- ・

＜上記以外の法令案＞

- ・ 事前評価書の作成から 5 年後に事後評価を実施することから、令和 13 年度までに事後評価を実施予定。